

# 平成31年度第3回甲斐市国民健康保険運営協議会概要

## 1 日 時

令和2年2月6日（木） 午後1時30分～午後2時15分

## 2 場 所

甲斐市役所本館3階 大会議室

## 3 出席者

(1) 運営協議会委員

18名のうち14名出席

(2) 事務局

収納課長、保険課長、国民健康保険税係長、国民健康保険給付係長

## 4 内 容

(1) 令和2年度国民健康保険特別会計当初予算について

①説明の要旨

- ・被保険者数は年々減少しており、令和元年12月末現在15,647人で、前年同期比621人の減少となっている。
- ・令和2年度予算は、68億7,201万4千円とし、平成31年度当初予算に対して3億734万3千円、4.3%の減少となった。

《歳入》

- ・国民健康保険税は14億5,000万円で、被保険者数の減少に伴い、前年度予算額に対して1億5,684万円の減額。
- ・県支出金は47億9,441万2千円で、前年度予算額に対して2億24万5千円の減額。被保険者数の減少に伴う保険給付費の減少となる。県支出金は、歳入予算の7割弱を占めており、歳出予算の保険給付費の財源となっている。
- ・繰入金は6億189万9千円で、前年度予算額に対して4,518万6千円の増額。一般会計からの繰入金で、低所得者に対する保険税軽減の補填分である保険基盤安定繰入金、人件費、出産育児一時金分等となっている。

《歳出》

- ・保険給付費は47億1,562万1千円、総務費は9,702万5千円で共に前年度予算額に対して減額。
- ・県へ納付する国民健康保険事業費納付金は19億6,230万5千円で、保険給付費と合

わせると、歳出予算の 97.2%を占める。

## ② 主な質疑

- ・繰入金の平成 31 年度と令和 2 年度の違いは。

⇒平成 31 年度本算定により国民健康保険税率引き下げにより、令和 2 年度当初予算から財源として財政調整基金を繰り入れることとしているため。

- ・国庫支出金は何か。

⇒令和 3 年 3 月からオンライン資格確認システムが稼働予定で、そのためのシステム改修にかかる国庫補助金分が増額。

## (2) 令和 2 年度制度改正の概要について

### ①説明の要旨

#### 【国民健康保険税条例関係】

- ・国民健康保険税の課税限度額を見直し、医療分は 61 万円から 63 万円に引き上げ、後期高齢者支援金分は据え置き、介護納付金分は 16 万円から 17 万円に引き上げる。
- ・軽減判定所得の見直しでは、5 割軽減判定で被保険者数にかける金額を 28 万円から 28 万 5 千円に引き上げ、2 割軽減判定で被保険者数にかける金額を 51 万円から 52 万円に引き上げることとする。

#### 【国民健康保険税制度改正関係】

- ・70 歳から 74 歳の者は医療機関等を受診する際に、一部負担金の割合を示すものとして、被保険者証と併せて高齢受給者証の 2 枚を提示する必要があるが、被保険者証のみを持参し、事後に清算手続きが発生したり、サイズが異なり携帯に不便である問題があった。これを解消し、利便性の向上を図るために山梨県においては令和 3 年 8 月から一体化を行うこととなった。
- ・一体化により、被保険者証の有効期間を高齢受給者証の有効期間に合わせ「8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで」に変更する。そのため、令和 2 年度の被保険者証は「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日まで」の 1 年 4 か月有効とし、令和 3 年度以降は 8 月から 1 年間有効とする。

## ②主な質疑

- ・有効期間が変わること、一体化となることの周知方法は。

⇒3 月に被保険者証を一斉発送する際に文書を同封し、3 月号広報に掲載する。7 月の本算定納税通知書や高齢受給者証の一斉更新等、繰り返しお知らせし周知に努める。医療機関へは国保連を通じて各市町村の有効期間が周知される。

・賦課限度額の引き上げは、どのくらいの給与収入か。  
⇒給与収入で1,090万円となる。

(3) その他

- ・令和3年3月からオンライン資格確認システムの導入が予定されている。マイナンバーカードが被保険者証として利用できるようになる。
- ・利用するためには、加入者がマイナポータルで事前に登録する必要があり、3月発送の被保険者証に同封し周知を図る。

②主な質疑 なし